

## 円一エリアの土壤汚染状況調査の実施及び結果について

### ■これまでの経緯

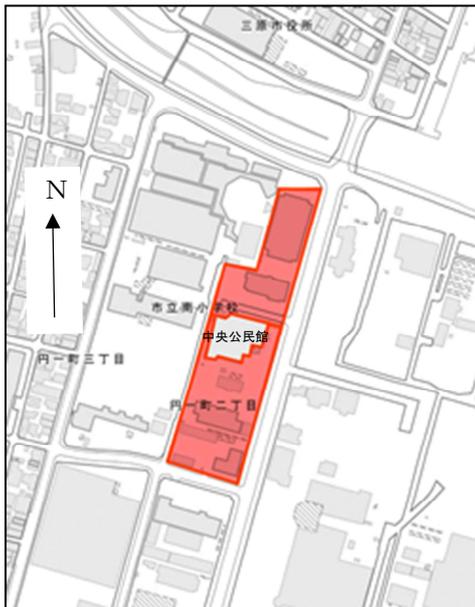
令和7年4月22日
円一エリア再編整備事業の着手にあたり、広島県へ届出を行ったところ、隣接地に自然由来の土壤汚染があることから、地歴調査等により土壤汚染の有無について把握するよう県から通知がありました。
令和7年10月15日
令和7年6月から9月にかけて実施した地歴調査の結果を広島県へ報告したところ、土壤汚染対策法第4条第3項の規定により、土壤汚染状況調査の実施・報告に係る命令が出されました。

### ■調査期間

令和7年10月15日～12月16日

### ■調査場所

三原市円一町二丁目 1834番47他6筆



「国土地理院 Web を加工して作成」

### ■調査方法

調査場所エリア内の2か所で10メートルのボーリングを行い、採取した土壤試料等の分析を行いました。

## ■調査結果

自然由来の土壤汚染が確認され、土壤溶出量において、「砒素及びその化合物」及び「ふっ素及びその化合物」が基準に適合していませんでした。

	特定有害物質の種類	基準	測定結果
土壤溶出量	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	検出されず～0.056mg/L
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.10～3.7mg/L
土壤含有量	砒素及びその化合物	150mg/kg以下	検出されず
	ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下	検出されず

### ※「土壤溶出量基準」

土壤に含まれる特定有害物質が溶け出し、地下水等から飲用水にもなって間接摂取しても問題ないレベルとしての基準

### ※「土壤含有量基準」

土壤に含まれる特定有害物質を経口又は皮膚より直接摂取しても問題ないレベルとしての基準

## ■今後の対策

形質変更時届出区域<sup>※1</sup>（自然由来特例区域<sup>※2</sup>）に指定されたことから、汚染土壤を拡散させないように、次のとおり工法を見直します。

- ▶ 旧中央図書館・旧三原市歴史民俗資料館や市営円一町駐車場の解体工事は、地上部の構造物のみ解体します。
- ▶ 新駐車場や広場・大型遊具の整備に関しては、盛土、アスファルト舗装等をセットにして構造物を建造します。

平面駐車場（令和10年度～）及び広場・大型遊具（令和11年度～）の供用開始予定に変更はありません。

### ※1 形質変更時届出区域

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域

### ※2 自然由来特例区域

形質変更時届出区域内の土壤の汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの